



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 二 子 伊 学 館
代表者の役職氏名	代表取締役社長 齊藤 正俊
コード番号	9 7 9 2 (東 証 第 1 部)
本社所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 問い合わせ先
	責任者役職氏名 専務取締役経営企画本部長
	氏 名 森 信 介
	電 話 番 号 0 3 - 3 2 9 1 - 3 9 5 4

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 41 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加・削除を行うものがあります。
 - (2) 上記の変更に伴い、従来の号数の変更を行うものがあります。
 - (3) 当社が今後広く社外取締役としての適任者を得られるよう、また期待された役割を十分に発揮することができるように現行定款第 32 条に社外取締役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を追加するものがあります。
- なお、本規定（定款第 32 条第 2 項）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 人材育成のための教育事業2. 語学スクールの経営3. 書籍、教材の出版、企画、制作および販売事業4. 語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版および販売事業5. 商品、講座および教育システムの市場調査ならびに開発6. 医療機関等における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業7. コンピューターによる情報処理および情報提供ならびに操作指導等に関する事業8. コンピューターシステムおよびコンピューターソフトウェアの運用、保守、開発ならびに販売事業9. 音声認識システムを使用した帳票作成サービス事業10. 医療機関運営に係わるコンサルティング事業11. 労働者派遣に係わる事業12. 医療機関等における病棟事務および病棟作業の受託事業13. 医療機関等における高度管理医療機器の保守点検、整備、修理、保管管理業務および医療用器材の物品管理、消毒、滅菌業務の受託事業14. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づく公共施設等の整備および運営に関する事業	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行どおり)2.3.4. (現行どおり)5. (現行どおり)6. (現行どおり)7. (現行どおり)8. (現行どおり)9. (現行どおり)10. (現行どおり)11. (現行どおり)12. (現行どおり)13. (現行どおり)14. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
15. 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業	15. (現行どおり)
16. 薬局の経営および経営に係わるコンサルティング事業	16. (現行どおり)
17. 園芸花卉、種苗の研究開発、栽培、販売事業	17. (現行どおり)
18. 給食事業および配食サービス事業 (新 設)	18. (現行どおり)
(新 設)	19. <u>介護保険法に基づく介護職員初任者研修事業</u>
19. 健康保険法に基づく訪問看護	20. <u>社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士養成施設実務者研修通信課程</u>
20. (1) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業	21. (現行どおり)
(2) 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業	22. (1) (現行どおり)
① 訪問介護	(2) (現行どおり)
② 訪問入浴介護	
③ 訪問看護	
④ 通所介護	
⑤ 短期入所生活介護	
⑥ 特定施設入居者生活介護	
⑦ 福祉用具貸与	
⑧ 特定福祉用具販売	
⑨ 居宅療養管理指導	
(3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	(3) (現行どおり)
① 夜間対応型訪問介護	① (現行どおり)
② 認知症対応型通所介護	② (現行どおり)
③ 小規模多機能型居宅介護	③ (現行どおり)
④ 認知症対応型共同生活介護	④ (現行どおり)
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑤ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	⑥ 複合型サービス ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	(4) (現行どおり)
① 介護予防訪問介護	
② 介護予防訪問入浴介護	
③ 介護予防訪問看護	
④ 介護予防通所介護	
⑤ 介護予防短期入所生活介護	
⑥ 介護予防特定施設入居者生活介護	
⑦ 介護予防福祉用具貸与	
⑧ 特定介護予防福祉用具販売	
⑨ 介護予防居宅療養管理指導	
(5) 介護保険法に基づく介護予防支援事業	(5) (現行どおり)
(6) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	(6) (現行どおり)
① 介護予防認知症対応型通所介護	
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	
(7) 介護保険法に基づく地域支援事業	(7) (現行どおり)
(8) 居宅介護住宅改修事業	(8) (現行どおり)
21. <u>障害者自立支援法</u> に基づく相談支援事業	23. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく相談支援事業
22. <u>障害者自立支援法</u> に基づく移動支援事業	24. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく移動支援事業
23. <u>障害者自立支援法</u> に基づくその他生活支援事業	25. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づくその他生活支援事業
24. <u>障害者自立支援法</u> に基づく障害福祉サービス事業	26. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく障害福祉サービス事業
25. <u>難病患者等ホームヘルプサービス事業</u>	(削 除)
26. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業	27. (現行どおり)
27. 障害者・高齢者等への介助活動	28. (現行どおり)
28. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業	29. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
29. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業	30. (現行どおり)
30. 上記の事業を行う施設の運営および開発・管理業務	31. (現行どおり)
31. 有料職業紹介業	32. (現行どおり)
32. 物品購入、家事代行業業	33. (現行どおり)
33. 保育所および託児所の経営ならびに経営指導	34. (現行どおり)
34. 乳幼児および児童の保育の請負	35. (現行どおり)
35. ベビーシッター派遣に係わる事業	36. (現行どおり)
36. 一般建築工事業	37. (現行どおり)
37. 古物の売買業	38. (現行どおり)
38. 寝具類の販売およびレンタルならびに乾燥消毒業	39. (現行どおり)
39. 広告代理業	40. (現行どおり)
40. 受付、案内等の業務処理サービスの受託	41. (現行どおり)
41. 健康診断受診事務の取次、斡旋	42. (現行どおり)
42. 通信販売業務	43. (現行どおり)
43. 福祉用具、介護用品の研究開発および製造業	44. (現行どおり)
44. 旅館業	45. (現行どおり)
45. 飲食店業	46. (現行どおり)
46. 旅行業	47. (現行どおり)
47. 留学に関するコンサルティング、留学先の提供・紹介および留学手続の代行業業	48. (現行どおり)
48. 観光施設の運営管理	49. (現行どおり)
49. 損害保険の代理業	50. (現行どおり)
50. 介助犬・セラピー犬等に係わる事業および普及活動	51. (現行どおり)
51. ペット犬の飼育・販売に係わる事業	52. (現行どおり)
52. ペット用品の企画・製作・販売に係わる事業	53. (現行どおり)
(新 設)	54. <u>フランチャイズ事業</u>
(新 設)	55. <u>フランチャイズシステムによる加盟店募集および加盟店の経営指導</u>
53. 以上、前各号に附帯関連する一切の業務	56. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="268 206 671 237">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="167 295 421 327">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="150 340 788 595">第 3 2 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p data-bbox="207 609 536 640">② (新 設)</p>	<p data-bbox="933 206 1337 237">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="836 295 1090 327">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="847 340 1257 371">第 3 2 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="847 609 1453 864"><u>②当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

以上